

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

第一 法第五十八条の四の政令で定める物品は、次に掲げる物品とすること。

一 自動車（二輪のものを除く。）

二 家庭用電気機械器具（携行が容易なものを除く。）

三 家具

四 書籍

五 有価証券

六 レコードプレーヤー用レコード及び磁気的方法又は光学的方法により音、影像又はプログラムを記録した物
(第十六条の二関係)

第二 法第五十八条の十七第二項第二号の政令で定める取引の態様は、通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合として主務省令で定める場合において、その売買契約の相手方が購入業者の営業所等以外の場所における取引を誘引することにより行われる購入等に該当する取引の態様とすること。

(第十六条の三関係)

第三 主務大臣が購入業者に対し報告又は帳簿等の提出を命ずることができる事項を定めること。

(第十七条関係)

第四 法第六十六条第二項の政令で定める者に訪問購入に係る第三者等を追加し、報告又は資料の提出を命ずることができる事項を定めること。

(第十七条の二関係)

第五 その他所要の規定を整備すること。

第六 この政令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年二月二十一日)から施行すること。

(附則関係)